

令和4年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	63,668 千円
(うち社会保障財源分)	36,766 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	833,228 千円
(うち一般財源)	597,705 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保障財源分化の地方消費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	139,128	24,516		1	114,611	7,050
	老人福祉費	145,339	9,375		142	135,822	8,355
	特別医療対策費	22,667	8,098		3,001	11,568	712
	障がい者福祉費	114,403	82,141			32,262	1,985
	社会福祉施設費	16,600	6,504		34	10,062	619
	国民年金事務費	169				169	10
	地域福祉センター運営費	7,883				7,883	485
	包括支援センター運営費	3,978	145		3,033	800	49
	後期高齢者医療事務費	85,712	13,928			71,784	4,416
児童福祉費	児童福祉総務費	77,470	4,494	800	1,114	71,062	4,371
	児童措置費	20,621	17,388			3,233	199
	ひとり親家庭福祉費	15,920	8,665		701	6,554	403
	児童福祉施設費	32,243	2,573		2,069	27,601	1,698
生活保護費	生活保護総務費	6,976	938			6,038	371
	生活保護扶助費	45,587	34,079		187	11,321	696
保健衛生費	保健衛生総務費	53,288	20		5,578	47,690	2,934
	予防費	17,142	3,288			13,854	852
	母子衛生費	2,911	543		3	2,365	145
	健康増進事業費	22,523	1,448		717	20,358	1,252
	保健衛生施設費	2,668				2,668	164
合計		833,228	218,143	800	16,580	597,705	36,766